

令和 4 年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

令和 4 年度審査品質管理小委員会の改善提言に関し、特許庁が行った主要な意匠審査の取組の計画と実績、それらの取組のねらいと結果は以下のとおりである。

評価項目	評価項目⑥、⑦、⑧、⑪に関するもの
改善提言 1	審査の質に関する分析・課題抽出を継続し、質の向上に資する各種対策を講じることを期待する。
ねらい	審査の質に関する分析・課題抽出を継続し、質の向上に資する各種対策を講じる。
取組の計画	（審査の質に関する分析と対策） 1. 品質管理についての方法の改善を検討する。 2. ユーザー評価調査結果と審査官の認識との乖離分析を行い、審査の質についての課題を把握し対策を講じる。 （審査の質向上に関する取組の情報発信） 3. 審査の質向上に関する取組の情報発信をする。
取組の実績	（審査の質に関する分析と対策） 1. 国内案件及びハーグ案件の効率的な品質監査の方法を検討し、品質監理官が監査を行うに際し必要に応じて対象案件の審査室の長の参考見解を求めることを可能とすることで、分野の特性に応じた類否判断等の評価を迅速化したほか、監査結果の確定プロセスを簡素化し、効率化を図った。 2. 審査官へアンケートを行い、審査官の自己評価とユーザー評価調査結果との乖離を分析した結果、拒絶理由通知の記載の項目については審査官の自己評価の方が高い傾向にあったため、管理職による決裁時に記載が不十分な起案を発見したときは、より明確かつ簡潔に判断理由を記載するよう、管理職との対話を通じて指導を行った。 （審査の質向上に関する取組の情報発信） 3. 審査品質管理小委員会の報告書やユーザー評価調査結果などを特許庁ホームページに掲載することにより、審査官及びユーザーへ情報発信を行った。
結果	取組 1～3 の実施により、審査の質に関する分析を行うとともに、引き続き、質を向上させるための対策に資することができた。

令和 4 年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

評価項目	評価項目④、⑥、⑨に関するもの
改善提言 2	国際的に遜色のない水準の審査官数の確保とその育成に取り組むとともに、業務のさらなる効率化を期待する。
ねらい	国際的に遜色のない水準の審査官数の確保とその育成に取り組むとともに、業務のさらなる効率化を行う。
取組の計画	(審査官の人員配置) 1. 審査実施体制の整備・強化を図るべく、審査官の増員に努める。 (審査官の育成) 2. 審査官の専門性向上のための研修の実施や、展示会への参加を促進させる。 (業務の効率化) 3. 審査官向け検索支援ツールの開発を続ける。
取組の実績	(審査官の人員配置) 1. 2023 年度は、3 名の審査官を採用し、昨年度と同数の審査官数を確保した。 (審査官の育成) 2. 審査官の専門性を向上させるため、最新のデザイン開発動向についての技術研修を実施するとともに、展示会やショールームへの見学を積極的に行った。また、海外の展示会への参加を実施する。(2024 年 1 月予定) (業務の効率化) 3. 類似画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツールの開発をはじめとする各種の審査支援ツールについて、2021 年度から引き続きアジャイル型開発を進めている。 2023 年度は、起案文の形式的チェックを行うツールをリリースした(2023 年 12 月)。
結果	取組 1 の実施により、審査官数を維持することができた。取組 2 及び 3 により、審査官の育成や業務の効率化をすることができた。

令和 4 年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

評価項目	評価項目⑥、⑩に関するもの
改善提言 3	判断の均質性の向上や新保護領域の審査の質向上に向けて、審査官間の協議や起案事例集の充実化等により対応を進めることを期待する。
ねらい	判断の均質性の向上や新保護領域の審査の質向上に向けて、審査官間の協議や起案事例集の充実化等により対応を進める。
取組の計画	（審査官間の判断の均質性に対する取組） - 国内案件について案件協議を引き続き実施する。 - 国際意匠登録出願について案件協議を引き続き実施する。 - 類否判断の一層の適正化のための案件協議を引き続き実施する。 - 起案事例集などの充実を図る。 （新保護領域の審査における品質向上のための取組） - 新保護領域の審査資料の充実化を図る。 - 新保護領域の審査における案件協議を引き続き実施する。
取組の実績	（審査官間の判断の均質性に対する取組） - 国内案件を対象に決裁者と案件協議を行うことで審査の質（意匠の認定、サーチ、判断、起案の均質性）を向上させる取組を行っている。 - 国際意匠登録出願については、これまでの取組により、国内出願の審査と遜色のない水準の習熟度が得られてきたことから、2022 年度より即登録可能な特段問題のない案件を除きつつも、それ以外の出願については全件案件協議対象とすることで、引き続き均質性を担保している。2023 年度は 12 月末時点で、1302 件。 - 類否判断の一層の適正化のための案件協議を、2022 年 9 月から開始し、引き続き実施している。 - 審査官向け「拒絶理由通知等起案事例集」（国内案件用）及び「拒絶の通報等起案事例集」（ハーグ用）を改訂するとともに、庁内イントラの掲載を更新し、最新版を審査の際に参照できるようにした（2023 年 5 月）。また、意匠審査便覧の参考審判決例を追加した（2023 年 12 月）。 （新保護領域の審査における品質向上のための取組） - 建築物・内装意匠については、建築関連の雑誌・図書の追加収集や建築関連の有用な情報が掲載されたインターネットサイトの審査室内での情報共有を行っている。画像意匠については、2019 年度より投影画像やクラウド上に表示される画像の追加収集を開始し、今年度も引き続き収集を行っている。 - 建築物、内装意匠及び画像意匠など、保護が拡充された分野の出願の審査判断は、複数の審査官による協議や意匠審査基準室への合議により行っている。
結果	取組 1～6 の実施により、審査判断の均一性に関する問題に対応した品質管理の取組を改善することができた。

令和 4 年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

評価項目	評価項目⑥、⑦、⑪に関するもの
改善提言 4	ユーザーとのコミュニケーションを改善するとともに、幅広いユーザーとの積極的な意見交換を実施し、国内外のユーザーニーズに的確に応えることを期待する。
ねらい	ユーザーとのコミュニケーションを改善するとともに、幅広いユーザーとの積極的な意見交換を実施し、国内外のユーザーニーズに的確に応える。
取組の計画	（面接・電話対応の充実） 1. 面接や電話対応を確実に実施するとともに、充実化を図る。 面接や電話対応等のユーザーとのコミュニケーションに関する情報発信をおこなう。 （ユーザー等との意見交換） 2. 国内外のユーザーの意向を把握すべく、意見交換を実施する。
取組の実績	（面接・電話対応の充実） 1. 2021 年 10 月からは公開案件について、2022 年 1 月からは未公開案件についても、Microsoft teams を利用したオンライン面接を可能とし、対面およびオンライン両方のコミュニケーションを確実に実施している。2023 年度は 12 月末時点で、①面接（②③④を除く）70 件、②出張面接 4 件、③オンライン面接 10 件、④ハイブリッド面接（対面とオンラインのハイブリッド）3 件、⑤電話等（対応記録の件数）1582 件。2022 年 1 月から、未公開案件についても補正案等を電子メールで受付可能としている。 ユーザーとのコミュニケーションのやり方を簡潔にまとめた電子リーフレット「DX 時代における意匠審査官とのコミュニケーション」を作成し、2022 年 10 月に特許庁ホームページに掲載し、情報を発信している。 2024 年 1 月に面接ガイドラインを改訂し、出張面接を行う会場について、出願人が希望する場合には、出願人が使用する建物内等で実施できることとした。また、電子メールによる担当審査官への面接依頼を可能とするとともに、補正案等の送付に際し、電子メールで事前連絡を行うことを可能とした。 （ユーザー等との意見交換） 2. ユーザーニーズの把握を目的に、国内の各企業や業界団体等のユーザーと意見交換を実施した。2023 年度は 12 月末時点で、企業との意見交換 14 件、業界団体等の意匠制度ユーザーとの意見交換 5 件。また、海外ユーザーの意向を把握するため、海外からの出願の代理経験豊富な複数の国内外の代理人との意見交換を実施した。
結果	取組 1～2 の実施により、ユーザーとのコミュニケーションのための手段を充実させるとともに、ユーザーと品質管理に関する意見交換も実施し、ユーザーの問題意識を把握することができた。